

令和5年6月27日

令和5年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康安全機構における令和4年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 3,020 件、契約金額は 1,063.7 億円である。また、競争性のある契約は 2,673 件(88.5%)、1,025.0 億円(96.4%)、競争性のない随意契約は 347 件(11.5%)、38.7 億円(3.6%)である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△51 件(△12.8%)と減少し、金額では 5.0 億円(14.8%)増加している。件数が減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに伴う医療機器(超音波画像診断装置等)の緊急を要する契約が減少したこと等によるものであり、金額が増加した主な要因は、原油高騰に伴う電気契約の入札不調による最終保障供給約款に基づく随意契約が増加したこと等によるものである。

表1 令和4年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(78.6%) 2,240	(94.7%) 1,105.6	(82.7%) 2,499	(93.6%) 995.9	(11.6%) 259	(△ 9.9%) △109.7
企画競争・公募	(7.5%) 213	(2.4%) 27.9	(5.8%) 174	(2.7%) 29.1	(△18.3%) △39	(4.3%) 1.2
競争性のある契約(小計)	(86.0%) 2,453	(97.1%) 1,133.5	(88.5%) 2,673	(96.4%) 1,025.0	(9.0%) 220	(△9.6%) △108.5
競争性のない随意契約	(14.0%) 398	(2.9%) 33.7	(11.5%) 347	(3.6%) 38.7	(△12.8%) △51	(14.8%) 5.0
合 計	(100%) 2,851	(100%) 1,167.2	(100%) 3,020	(100%) 1,063.7	(5.9%) 169	(△ 8.9%) △103.5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(2) 労働者健康安全機構における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は 1,062 件(41.9%)、契約金額は 329.6 億円(33.7%)である。前年度と比較して、件数では 99 件(10.3%)増加している一方、金額では△46.4 億円(△

12.3%)と減少している。件数が増加した主な要因は、前年度と比較して1者の件数割合は大差がないものの、全体の契約件数が増加したこと、設備や機器に係る保守契約が増加したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、業務委託（SPD 管理業務）の契約額の減少等によるものである。

表2 令和4年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
2者以上	件数	1,352 (58.4%)	1,472 (58.1%)	120 (8.9%)
	金額	578.9 (60.6%)	647.8 (66.3%)	68.9 (11.9%)
1者	件数	963 (41.6%)	1,062 (41.9%)	99 (10.3%)
	金額	376.0 (39.4%)	329.6 (33.7%)	△46.4 (△12.3%)
合 計	件数	2,315 (100%)	2,534 (100%)	219 (9.5%)
	金額	954.9 (100%)	977.4 (100%)	22.5 (2.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、二者応札・応募については、複数年契約の更新時期により件数、金額が大きく変動する傾向にあることから、評価指標を設定することは困難であるが、改善の取組については継続し、競争性、透明性の確保に努めることとする。

また、中期計画において「スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。」としていること等を踏まえ、新たな共同調達に取り組む、事務の効率化に努めることとする。

(1) 二者応札・応募の改善の取組

二者応札・応募については、引き続き、以下の①～⑤の改善策の取組を行うとともに、チェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスの実施により、改善に向けた取組をより一層徹底することとする。

- ①公告期間の延長(20 営業日以上)
- ②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し
- ③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し
- ④合理的な統合・分割等
- ⑤入札から履行までの十分な期間の確保

(2) 契約金額等情報の共有

労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、引き続き、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報

を共有化し、適正価格での契約に資するとともに契約手続の効率化を図ることとする。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく中小企業の受注機会への配慮や、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととする。

ただし、災害等による緊急整備の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に点検を行うこととする。

(2) 調達の客観性及び透明性の向上を図るための取組

一定額以上の調達案件について、企画競争等をする場合、複数の部署で構成された「入札・契約手続運営委員会」において、競争参加資格等の適切性等について調査審議するとともに、プロポーザル方式により設計事務所や建設コンサルタントを選定するに当たっては外部有識者を選定委員に加えることとする。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

毎年度開催している本部主催の「全国労災病院事務局長会議」、「全国労災病院会計・用度・管理課長会議」及び「会計業務打合せ」において、適正な事務処理について徹底する。

また、各施設への個別業務指導等を強化し、関係法令等に則した事務処理を適切に行い、不祥事を未然に防ぐとともに再発を防止する。

さらに、「入札談合防止に関するマニュアル」の活用により、一層のガバナンス強化を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長

メンバー 経理部次長、契約課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、労働者健康安全機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。